

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター

〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com

古都 秋月・雛めぐり 朝倉市

久しぶりに秋
月に出かけまし
た。

この日は、ち
ょうど“古都秋
月雛めぐり”の
期間で、長屋門
の前の石段に3
00体を超える
雛人形が飾って
あり、多くの観
光客が訪れていま
した。

春の訪れを感じる一日でした



スタ
コラ

大先輩の著書を読んで 大隈 昭子

女性社会保険労務士の大先輩、八谷武子先生が上梓された「平生業成（へいせいごうじょう）」をいただき、読み終わりました。

この本から伝わる八谷先生の生き方に学び、日々の業務に取り組むとともに、“華の会”の継続発展への思いを新たにしました。

私が、八谷先生に直接会ってお話をしたのは、たった一度。女性社会保険労務士の会“華の会”の世話役を引き受けて、“華の会”の誕生と歴史」をテーマに取り上げたときです。

当時、私は、開業3年目。社労士としては、まだ、“よちよち歩き”ともいえない時でした。

この日の例会では、“華の会”の創世期か

ら参加されている木原先生にお話ししていただき、初めて、“華の会”という勉強会を立ち上げていただいた八谷先生のことをお聞きしました。

八谷先生は、「労働基準監督官や婦人少年室時代を経て、退職後に、八谷社会保険労務士事務所を開業され、働く女性の地位や、職場環境が向上するよう、邁進してこられた」方ですが、その中で、「結婚、子育て、異動、転勤などなど、壁も谷もいくつもあった。」と述べられています。

その時、熊本の佛巖寺（ぶつごんじ）のご住職に出会い「よく働きなさい、自ずと道は開かれる」のアドバイスを受け、その言葉を胸に、一步一步人生を踏みしめてこられた姿が、伝わってきます。

この本の帯には「コツコツとただひたすらに……。地道で生真面目な職業婦人の先駆けであった著者の自伝」と紹介されています。

八谷先生は、「退職後に私がしたあれこれの中で、最も良くしたなあと誇りにしたいのは、女性社会保険労務士の勉強会“華の会”を立ち上げたことが、何よりの満足であった。そして、“華の会”が今なお健在であることを嬉しいことと思った。」と記されています。

私はいま、「華の会」に参加すると、業務を進めるうえでの疑問や悩みをなんでも相談でき、力が湧いてくるよ」と、周りの女性社労士に勧めています。

八谷先生の生き方は、まさに、この本の表題「平生業成」そのものです。

社会保険労務士9年目を迎えた私にとって、こうはいかないかもしれませんが、こうありたいものだとの思いが湧きました。



人事労務センターホームページ

<http://roumu.b-souken.com>

年次有給休暇の義務化

Q&A

Q：年5日の年次有給休暇の義務化について、具体的な内容と方法を教えてください。

A：2019年4月より、「年次有給休暇が10日以上付与される労働者」にたいして、時季を指定する等、年次有給休暇を5日付与することが義務化されました。

Q：時季指定を要しない場合があると聞いたのですが。

A：既に5日以上有給休暇を請求・取得している労働者に対しては、使用者による時季指定の必要はなく、またすることもできません。

Q：使用者は、管理簿の作成をしなければならないと聞いたのですが？

A：そうです。使用者は、労働者ごとに「年次有給休暇管理簿」を作成し、3年間保存しなければなりません。

Q：就業規則への規定は、必要ですか？

A：休暇に関する事項は就業規則の絶対的記載事項です。時季を指定する場合は、その対象の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。

Q：罰則があるのですか？

A：罰則については、労働者1人につき1罪とされており、事案により「30万円以下の罰金」「6か月以下の懲役または30万円以下の罰金」とされていますが、労働基準監督署の監督指導においては、原則として「その是正に向けて丁寧に指導し、改善を図っていただくこと」としています。

を雇入れた場合（60歳以上1名以上、40歳以上2名以上、または40歳未満3名以上）、募集や教育訓練など、雇用創出措置に関する費用の一部が助成されます。

○支給額と助成対象費用

計画期間内（12ヶ月以内）に行った雇用創出措置に要した費用に、助成率をかけた額が支給されます。

- ・起業者が高年齢者（60歳以上）の場合 助成率は3分の2（上限200万円）
- ・起業者が（40～59歳）の場合 助成率は2分の1（上限150万円）

○助成対象となる費用

計画期間内の初日から支給申請日までに支払いを行った費用が対象です。

▲募集・採用に関する費用（例）

- ・民間有料職業紹介事業の利用料、求人情報誌、求人情報サイトへの掲載費用、就職説明会の実施に係る費用などです。

▲助成対象とならない費用（例）

- ・資本金や人件費・原材料などです。

▲雇用創出措置とは、労働者の雇入れに当たって、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。

* 計画の作成などの詳細については、お尋ね下さい。

=====

あしがき

3月、庭の白蓮が数年ぶりに綺麗な花を咲かせました。

この数年間、ヒヨドリ
の集団が、花芽をすべて食べつくし、哀れな姿に。でも、今年は、カラスとフクロウの人形が、この白蓮を守ってくれました。



助成金情報

生涯現役起業支援助成金

○概要：中高年齢者の方が起業するにあたって（起業日の年齢が40歳以上）、中高年齢者



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：akiko@b-souken.com